

徳島県規則第十八号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「十五年」を「二十年」に改め、同条第三項中「三万円」を「四万円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。